

第4節 災害広報

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 問い合わせ電話への対応 2 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 3 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 4 広報車両、掲示板等の確保 5 相談窓口の開設	各課・室共通

第1 計画の方針

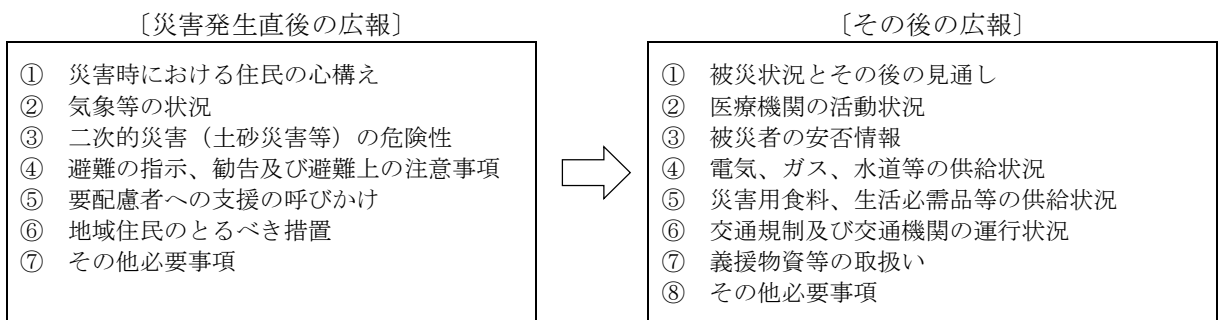
災害時において人心の安定と速やかな応急復旧作業の推進を図るため、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、住民をはじめ出勤者及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるように迅速かつ的確な広報・広聴活動を様々な手段を用いた実施に努める。

第2 実施責任者

情報総括責任者は市長とし、その広報活動は災害広報責任者の統制のもと本部事務局が行う。各部において広報を必要とする事項は、本部事務局に連絡する。

第3 広報活動

1 広報の内容



(1) 住民に対する広報

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ 広報車による広報
- ウ 市防災行政無線による広報
- エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ 防災情報メール・SNS等
- キ インターネットの活用
- ク ケーブルテレビ等への情報提供
- ケ 点字やファックス等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等に配慮したきめ細かな広報
- コ 町会・自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員、ボランティア等の協力による災害情報の伝達

(2) 報道機関との連携

災害広報責任者は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

また、災害の状況等により報道機関による緊急放送が必要と認めた場合には、放送事業者に要請を行う。

第4 広報資料の収集等

- 1 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。
- 2 災害写真の撮影
 - (1) 災害現地に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。
 - (2) 災害写真は速やかに掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。
- 3 災害の予防に資するため、災害に関する記録等を収集・整理する。

第5 広聴活動

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

1 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための専用電話及び専用ファックスを備えた相談窓口を本部事務局が中心となり開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

相談窓口を開設した場合には、速やかに防災行政無線等により住民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

3 住民等からの問い合わせの留意点

(1) 安否情報の照会対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、防災関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(2) 個人情報の管理

被災者の個人情報は、不正に利用されないよう管理の徹底に努める。